

事業主の皆さんへ

日本年金機構からのお知らせ

厚生年金保険の標準報酬月額の下限改定

平成28年10月1日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額の最低等級（第1級・9万8千円）の下に、新たな等級（8万8千円）が追加され、下限が引き下げられます。

* 健康保険および船員保険の標準報酬月額の最低等級（第1級・5万8千円）については変更ありません。

<改定前>

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(旧) 第1級	98,000円	101,000円未満

<改定後>

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(新) 第1級	88,000円	93,000円未満
(新) 第2級	98,000円	93,000円以上 101,000円未満

（厚生年金保険の標準報酬月額の下限該当者の取り扱い）

厚生年金保険の標準報酬月額の下限改定に伴い、平成28年9月30日以前からお勤めの次の方に対して、平成28年10月中に管轄の年金事務所より事業主または船舶所有者に改定通知書をお送りする予定です。

- ・改定後の新第1級に該当する厚生年金保険被保険者
- ・改定後の新第1級に該当する70歳以上被用者

なお、標準報酬月額の改定に際して、事業主または船舶所有者からの届出は不要です。

被扶養認定における兄姉の同居要件が廃止されます

健康保険法および船員保険法における被保険者の兄姉等の被扶養認定については、兄姉（収入要件と同居要件が必要）と弟妹（収入要件のみ）の間に差が設けられていましたが、平成28年10月1日より、兄姉の同居要件が廃止となり、弟妹と同様に収入要件のみで判断することになります。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

従業員の皆さんと被扶養配偶者の現在の住所をご確認ください

日本年金機構では従業員の皆さんと被扶養配偶者の方に、年金の加入記録などが記載された「ねんきん定期便」や年金を請求する際に必要な「年金請求書」などの大切なお知らせをお届けしています。これらのお知らせを正確にお届けするために、現在お住まいの住所の届出が必要となります。

従業員の皆さんと被扶養配偶者の方の住所の確認については、日本年金機構が提供する「住所一覧表」提供サービスを活用してください。

「住所一覧表」は従業員の皆さんと被扶養配偶者の方の住所を確認していただけるだけでなく、「住所一覧表」に記載された住所を訂正し、提出することで住所の変更が可能となります。

* 申出書は日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) または、お近くの年金事務所に備え付けてありますので、ご利用ください。

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>